法律の改正によって、労働時間の把握は
「客観的にかつ適切な方法」が大原則になります。

データ通信設備などの電気通信設備の設置、勤怠管理システムの構築を

トータルコーディネートいたします。

・自社ネットワークのシステム構築

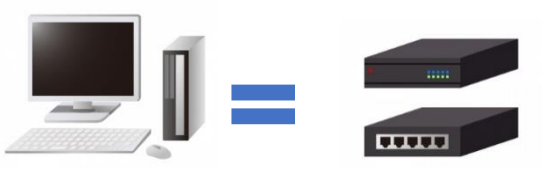

※ソフトやコンピューターの設定，設置など

・勤怠管理システムの設置

※社員の裁量に任せた「手書き」の出勤簿は、

新法では客観的かつ適切な方法ではないと認定されます

・給与データ、機密データの電子化管理

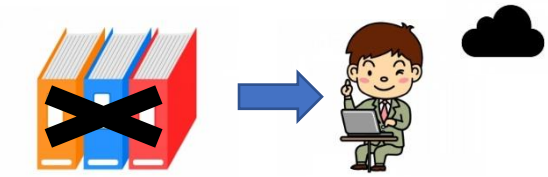

・働き方改革に対応したテレワーク※システムの導入

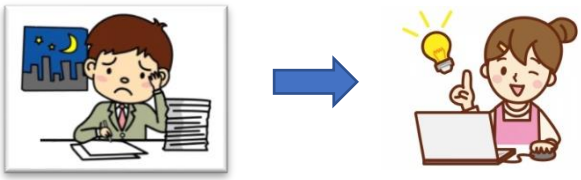

※テレワークとは、情報通信技術(ICT ＝ Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。

お任せください！！

・給与計算の保守・メンテナンスサービスをしてほしい！
※当社併設事務所　高岡労務事務所による

・手書きタイムカードや自己申告制からの切り替え、勤怠管理の見直し

・歩合給、出来高制の導入に必要な勤怠管理コンサルタント

・各省庁への許可、電子申請も可能に

詳しい内容をご説明いたします。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせは・・

石川県小松市園町ホ167-1(アルプラザ平和堂さん近く)

小松企業コンサルタント株式会社　　担当:高岡

- TEL:0761-24-2821
- メールアドレス:roumu@takaokanet.com